

緊急事態条項の創設に向けた国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって全国各地で拡大し、大きな被害を及ぼしてきた。この間、全国の中小企業・小規模事業者の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。また、医療従事者や病床が不足し、医療崩壊の危機に直面するという、想定されなかった事態も発生した。

また、「首都直下地震」や「南海トラフ巨大地震」の発生が今後30年間に高い確率で予想されており、本県においても桜島の大正噴火級の大規模噴火の発生が想定されている。東日本大震災の際には、ガソリン等の不足や震災がれきの撤去の遅れにより支援物資の輸送に停滞が生じたほか、被災地方自治体の行政機能の停止が問題となった。

さらに、北朝鮮の度重なるミサイル発射や中国による領海・領空侵犯など我が国の安全保障を巡る軍事的緊張が現実味を帯びる中、防衛体制の強化と国民保護に万全の体制を構築していくことが喫緊の課題となっている。

国においては、これまで、大地震や感染症などの緊急事態に対し、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法等によって対処してきたが、我が国の憲法には、このような緊急事態に対処するための根拠規定がないことから、今後、より重大な緊急事態が発生した場合、従来の法体系では対処できなくなるおそれがある。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。

よって、国におかれては、緊急事態に対処できる国づくりに向け、緊急時における法令等の整備、さらに憲法において緊急事態条項を新たに設けることについて、国会において建設的な議論を行うとともに国民的議論を喚起するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

鹿児島県議会議長 松 里 保 廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣 殿
厚生労働大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
内閣官房長官